

家族が逮捕されてしまった場合④ 身に覚えがない場合(えん罪)の弁護(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

今回は、ご家族が逮捕されてしまった場合④として、被疑者ご本人に身に覚えがない場合の弁護活動についてお話致します。

刑事事件においては、大きく分けて、被疑者ご本人が、罪を認めている場合と、身に覚えがないという場合があります。

そして、それぞれに応じて、弁護士が行うべき対応は変わってきます。

そして、ご本人が身に覚えがない、というのは、いわゆる「えん罪」の場合です。否認事件といいます。

よく話題になるのは痴漢えん罪事件です。

実は日本の多くのえん罪事件は、ご本人の自白があるのです。

やってないのに、長い時間取調を受けたり、「自白すれば早く出られるぞ」などと言われて不安になったり、「あとで法廷で本当のことを言えばいいや」、「とりあえず出たいからサインしとこう」と考えてしまって、「自分がやりました、」という供述調書(自白調書)にサインしてしまうということがあるんです。

例えば、取調で利益誘導してはいけないことになっているのですが、そういう違法な取調べが行われたことを証明しようとしても、警察や検察によってどんな取調べが行われているかを証明することが難しかったんです。

そういう批判を受けて、最近は一定の事件では、取調べが録画されていますが、まだ全部の事件で録画されているわけではありません(2021年4月15日現在)。

でも、やっていないのだから、やったというストーリーを話せないよね、とお思いの方もおられるかもしれません。しかし、警察官は文章を作るのはもの凄く得意で、彼らが文章を作ってしまうというのが過去の例でもあらわれています。

さらに、日本では、自白だけでは処罰されないと憲法にも書いてあります。

しかし、実はこれは解釈によって、ほぼ無意味になっていて、実務では、自白+簡単な証拠でよいとなっています。

やはり自白は証拠の王とされているんです。

そして、自白調書があると、法廷でいくら、あれは嘘の自白なんですと主張しても、裁判官に信じてもらえず、有罪とされる可能性が高くなってしまいます。

裁判官は、自白だけを見ているのではない、と言っていますし、もちろんそうだと思うのですが、他の証拠からだ、どっちとも取れるという状況は実際にあります。そうしたら、自白で負けてしまいます。

ですので、身に覚えがないときに一番大事なことは、自白を取られないようにすること、ということになります。

弁護士は、面会(接見)を通じて、そういう支援を行っていくことになります。

あとは、弁護士が、ご本人やご家族からお話を伺って、無罪となりうる証拠を集めていくというのが大事な活動ということになります。